

瑞穂市第2次総合計画（基本構想・基本計画）案に対していただいたご意見と瑞穂市の考え方
パブリックコメント（2/15現在）

分野	いただいたご意見	瑞穂市の考え方
道路計画 交通安全	交通事故が多発しており、特に交差点の事故が多いと思われるが、国道21号線の高架化の検討は？	・国道21号岐大バイパス平面6車線化と併せて、岐阜南部横断ハイウェイ(岐阜市茜部～岐阜市下奈良区間)が岐阜市内立体調査区間として事業が進められ、岐阜南部横断ハイウェイ(岐阜市下奈良～大垣市長松町区間)は計画路線として高架化される位置づけがされています。 ・信号による事故軽減は、警察(県)が実施します。市としては交通事故件数を減らすため、引き続き安全運転に努めてもらうことを周知してまいります。
駅周辺の活性化	駅周辺の活性化について 「市内商工業関係者を交えながらの事業計画の策定をする」としているが、市民検討会議の提言と都市整備部の回答の通り、商工業者のみでなく、駅前居住者・利用者。市の各担当部署も入れての検討会議をH28年に立ち上げて取組を始めないと目標指標の「5年後で現状から+5%」も出来ないし、10年後の姿も描けません。	・駅周辺の活性化に向けた協議会を立ち上げ、商工業者・駅利用者・駅圏域の市町・市関係部署も交え、駅周辺の活性化と利用者の利便を向上させる拠点化構想を作成し、構想実現に努めます。
治水	2)「(4)治水事業の推進」は5年で完了する牛牧排水機場改修事業だけですか？ この地域の歴史は「治水の歴史」だと思います。もっと多く万一年に備える個所が有ると思いますが。	・治水事業の柱となる河川改修については、河川管理者(国・県)が実施する事業でありますので、市が現在できる主な事業は牛牧排水機場改修事業となります。 今後増加が予想されるゲリラ豪雨に伴う内水の洪水に対しては、水を堤防外へ排出するための河川改修を中心とした治水事業が継続的に必要ですので、引き続き国や県に対して要望活動を進めます。
防災	長良川、揖斐川の堤防が決壊した場合、避難場所の確保が必要と思われるが、両堤防が決壊した場合、民家は2階まで水没するのでは？	・平成24年3月に改訂した市の洪水ハザードマップでは、長良川や揖斐川の破堤等により浸水が発生した場合、2～5mの水位になる地域が水色で表示してあります。この場合、2階まで水没することも有り得ることです。避難につきましては、浸水が無い地域への避難や3階以上の建物(小学校等)への避難を考えております。
防災	<該当ページ> 該当箇所:基本計画(案)5ページ (2)地域防災力と防災意識の向上 意見内容:防災意識の向上を図る指標に、防災訓練等の参加者数を(人/年)で掲げてありますが目標が低すぎる。あるいは、市全体の%表示にして、もっと目標を高くして取り組んでほしい。また、施策を実施する観点からは、積極的に研修とか避難訓練等の実施の回数とか、地域数とか。もう少し地域の視点に立った数値が良いと思います。地域の取り組みに対しての支援回数などには。	・年1回開催する市総合防災訓練の参加者数を掲げてありますので、少なく感じられたかと思います。実際には、市内各自治会(自主防災組織)で実施している防災訓練もありますので、それも含めれば現在でも多くの方が防災訓練に参加しておられると思います。よって、ご指摘いただいたように、訓練等の実施回数などの指標への変更や参加人数の捉え方の再検討も前向きに検討してまいります。
防災	基本目標1 安全で安心して暮らせるまち ①治水・防災(1.現状・課題)欄について 1)「現状・課題」の●10個の課題の多くが、「市民サイド」の問題のように受け取れます。情報の出し手である「市」は機能しているが、情報の受け手である「民」の方が機能していない。そんな風に聞こえる記述があります。 災害発生時の自助・共助の必要性は言うに及びませんが、ハード、ソフト両面での公助の現状と課題も有るのではないのでしょうか。	・ご指摘のように公助となる市にも課題はあります。防災備蓄倉庫の増設、防災備蓄品の充実、ハザードマップの更新、市の防災体制の見直しなどハード、ソフトの両面で検討すべき案件があります。 ・災害の発生時には、公助のみの対応では限界があります。このため、自助、共助ということで、市民皆さん個々人の取り組みや自治会(自主防災組織)としての取組を周知、充実していくこと、また防災、減災、災害対応という様々な取組がありますので、市と市民の皆さんとの協働により安心、安全な瑞穂市を実現したいという考えから今回のような内容となっています。市民サイドに問題があるというように感じられたことは、申し訳ありませんが、公助(市)に問題がないということではありませんので、ご理解をお願いします。
防災	震災についての記述が、少ないのではないのでしょうか。 市内の液状化、震災による堤防の破壊による洪水(予測できる大雨の洪水との違い)家屋の倒壊など今まで市が防災の中心としてきた「大雨⇒河川の氾濫・洪水」と異なる被害の想定や認識が十分でないと感じます。	・災害想定には様々なものがあり、ご指摘のような地震、洪水の複合災害の発生も有りうるかと思います。市においては、水害、地震(液状化)の対策を検討し、充実させていく中で、複合災害についても検討を進めて参りたいと考えます。

瑞穂市第2次総合計画（基本構想・基本計画）案に対していただいたご意見と瑞穂市の考え方
パブリックコメント（2/15現在）

分野	いただいたご意見	瑞穂市の考え方
防災	「地域防災≡自主防災組織が中心」の考え方は理想では有りますが、無理な地域もあると思います。自主防災組織の基本が自治会単位であれば、なおさら少子高齢化と核家族化（共稼ぎ家族）の深刻な地域に、防災の中核を自主防災組織に多くを求めるのには困難があります。他方、肥大化する自治会も存在し、生、自治会役員（組長含め）等が回ってこない地域も存在し、地域間の格差が顕在化してきています。 こんなことから「地域防災≡自主防災組織が中心」で有るのであれば、自治会その物の再編成等を考慮する事も必要と考えます。	・ご指摘のように少子高齢化により活動がままならない自治会もあると聞いておりますが、市としては、小学校区単位を基本とした連合会組織の設立を市内の自治会等に働きかけています。連合会組織の設立により、これまで自治会単位で実施していた事業、行事の中で連合会で実施した方が効果的で負担軽減になるものもあるかと考えます。防災についても、自治会単位での自主防災組織の組織化が困難であれば連合会組織の中で防災組織を設立するのも有効な手段の一つと考えます。
防災	(3.施策 ＜主な事業＞)欄について 全般として今後10年(それ以上もあり)を掛けて取組んで行く物が見えて来ません。 「災害に強い町」を目指す、力強い取組(メッセージ)に欠けるのではないのでしょうか。 例えば、「(1)防災体制の充実」に検討会議で提案の「防災・防犯に特化した部署の新設等で、市民に将来の安心感を持ってもらえる物が有れば」と思います。 ②防犯・交通安全」の1.現状・課題の中にも、市町村において消費者行政の充実が求められているとの記述もあります。	・主な事業欄につきましては、瑞穂市において今後必要と考えられる事業を掲げさせていただいておりますのでご理解をお願いします。事業内容を再度検討し、必要があれば追加、修正を行いたいと考えます。 ご指摘いただきました「防災・防犯に特化した部署」の新設につきましては、それによる市民へのアピールというメリットも考えられますが、災害対応への有効性、市全体の組織再編、人員の問題など検討すべきことが多いことも事実かと考えます。市のもつ資源(ヒト、モノ、カネ)の有効活用を念頭に置きつつ、災害対応等に有効な組織体制、取組の検討を行い実現してまいりたいと考えます。 ・当市では消費者行政に積極的に取組んでおり、これまでに築いた体制を今後(第2次総において)も維持・強化していきます。
防災	＜主な事業＞の記述ですが、下段(4.目標指標)にある項目には文末に【】の表記をすると、目標指標との関連が見やすくなると思います。 例、○各種団体との災害応援協定の締結【目】のように、尚この際＜主な事業＞に記載されている順に「4.目標指標」を記述ください。 「4.目標指標」については、(防災備蓄倉庫の増設)は、現状から5年後それ以降10年後との数値の進捗が理解できません。22棟⇒25棟を5年掛けの事業ですか？また、(災害応援協定の締結先)の箇所数については、果たして目標数値にするべき数値でしょうか。この数値は「箇所数の多さが問題ではなく」如何に多岐にわたる協定先と締結できるかが問題だと思います。災害時の食料支援・人出の派遣・車両の提供・避難所/住居の提供など、分野ごととバランス取れた締結の充実が最優先だと思います。	「主な事業」に記載方法等につきましては、総合計画全体の問題になりますので、担当課と協議の上で対応を考えさせていただきます。 防災備蓄倉庫に関しましては、順次増設を実施していく予定ですが、年数経過に従い設置場所の確保難等の問題発生が予想されるため棟数が減少しています。 災害協定につきましては、ご指摘のように単純に数では評価できないと考えます。物資、サービス、施設など必要となる協定は多岐に渡りますので、不足していると考えられる物資等を優先し、協定先の選定、締結を進めてまいりたいと考えております。このような考えを踏まえ締結先の箇所数を挙げさせていただいておりますので、ご理解をお願いします。
下水	・下水道普及率低いのは、市民の下水道に関する考え方(水路汚染、衛生面)に対する考え方が薄いのでは？ 考えられる理由として、 ・特に老人世帯、独身者は今後の生活に支障が生じない ・下水道敷設に対しての実施者の個人負担が多額で、公道、私道の金額差（下水道に対するトラブルは、公道内は0円、私道は全額個人持ち） ・下水道処理施設場所の決定に苦慮されていると思われますが土地の取得は困難？案 五六川、犀川、合流部左岸、犀川新橋(プラント6)東河川敷の土地利用を考えてはどうか(河川敷使用は、国土交通省の許可が必要) 例 各務原市が木曽川河川敷右岸にて、下水道施設を設置して現在下水道処理進行中と思われる。(各務原市前戸、木曽川左岸河川敷内)	・瑞穂市の下水道普及率が低いのは、個人の意識によるものではなく、過去の町や市の施策の遅れであると考えます。下水道は、現在の世代のためだけに整備されるものではなく、都市計画や環境等、長期的観点から整備されるものだと考えています。 ・下水道管の布設は、2件以上が利用する私道の場合、公費で整備する制度があり、大多数の私道が公費施工に該当するものだと認識しています。 ・下水道処理場の位置に関しては、さまざまな観点から検討した結果、最適な位置として選定しており、現在の位置で今後も理解に努めていきます。(下水道課)
下水	◆該当箇所:基本計画(案)1ページ 2、 ■重点施策一覧 下水道 ○汚水処理施設の整備 意見内容:他の事項には具体的な数値がないのにここだけ、金額や着工年度が記載されています。 地元との話し合いも十分にない段階では、設計内容の検討と地元等の話し合い、候補地の再検討等下水道基本計画の検討などの文言を入れていただきたい。他の項目にも具体的な数値を入れる。	・下水道の分野のみに具体的な費用記載があり、他分野との整合を図りながら記載内容の見直しを検討します。 ・下水道事業の重要性和下水道処理場確保の問題は、直接関連するものではないと考えています。 (下水道課)

瑞穂市第2次総合計画（基本構想・基本計画）案に対していただいたご意見と瑞穂市の考え方
パブリックコメント（2/15現在）

分野	いただいたご意見	瑞穂市の考え方
下水	基本計画 下水道について 公共下水道事業の促進をうたい、総工費315億円としています が、維持管理費や起債利息の費用が計上されていません。	・下水道の分野のみに費用記載があり、他分野との整合を図りながら記載内容の見直しを検討します。 下水道の財政計画に関しては、平成28年度に瑞穂市公共下水道全体計画の財政計画(修正版)として公表を予定しています。
下水	P30、31 下水道汚水処理施設の整備【重】 下水道汚水処理施設の整備が重点施策となっていますが、処理施設候補地の下畑は、一貫して反対であり、白紙撤回を求めています。この状況は議会や市長及び行政職員幹部も周知でありながら、敢えて「重点」に位置づけたことは理解できません。第2次総合計画からの削除を強く求めます。	・下水道事業の重要性と下水処理場確保の問題は、直接関連するものではないと考えています。
汚水処理	基本計画 汚水処理施設の整備 浄化槽設置促進を掲げていますが、単独浄化槽を合併浄化槽にするのか市独自の補助制度(市管理型にすれば、補助も40%を90%に出来るのでは?)を作り、合併化を進めれば汚水を綺麗にして流せますし、汚水処理人口普及率の早くUP出来ます、また費用的にも公共下水道よりも安価と考えます。整備促進には補助制度をつくり、実効ある内容にしてください。	・現在の「瑞穂市生活排水処理計画」では、市街化区域とその区域に隣接した区域を下水道で整備し、その他の区域は合併処理浄化槽区域としています。これは、国土交通省、農林水産省及び環境省が示す三省合意マニュアルに基づき計画したもので、汚水処理の未整備地域はすべてが下水道ということではなく、下水道と浄化槽を組み合わせた計画としています。仮に市街化区域内の浄化槽すべてを市が設置管理した場合、膨大な基数になり非効率かつ不経済となります。 浄化槽の設置促進の文言に関しては、下水道事業計画が策定されていない区域において、市民サービスの観点からやむを得ず補助金を活用し設置していただくもので、下水道が整備されるまでの間の暫定施設であると考えております。そのため、下水道管の布設の時期について、合併処理浄化槽の普及状況を勘案し計画していきます。
河川・公園	河川のヘドロ処理が必要、河川敷の整備、公園化はできないか、散策堤防道路堤防道路の緑地化(できる限り、落葉樹はさける、後々管理を考えると)	(都市管理課)検討中0212
教育	「朝のおはよう」の言葉を耳にすることが皆無である、朝の挨拶は一日の始めであり、もっと、重く感じてほしい、「あいさつ運動」の推進」父兄、母、学校にて(10年程前と思われるが、児童、生徒があいさつができなくなったのは、児童、生徒の責任ではない)今後は親兄弟、学校、先生、教育委員会、などの努力が必要では？	・ご指摘にあるとおり、朝の挨拶は活力ある一日を送る上で極めて重要であると認識しております。温かい人間関係を築くための第一歩でもある挨拶を活発化させるには、ご意見にあるとおり、家庭や地域、学校の相互連携による努力が必要です。現在も、市内の各校区で相互連携による挨拶運動を推進しているところです。今後も、このような取組が一層進むように、教育委員会も支援していきます。
教育	教育委員会と教員(先生)・市議会議員と市職員との関係は良好ですか？	・教育委員会は、日頃より先生方が、それぞれの持ち味と指導力を存分に発揮して子どもたちへの教育に取り組んでいただけるよう、様々な研修や相談等の仕事に取り組んでいます。また、先生方も日々、熱心に子どもたちへの指導に取り組んでいただいています。今後もより質の高い教育の実現を目指して頑張ってみえる先生方一人一人を支援していきます。
財政	財政的に収入増が見込めず、扶養の経費増が予測される中で本当にこの計画で財政的にやれるのか？例えば、下水道事業を現計画のまま進めれば、他の事業は内容をダウンしなければ、財政的に破綻してしまうのではないかな？	・財政状況が厳しさを増す中で、ますます多様化、複雑化する行政課題を克服していくことには、将来困難な部分もあるものと考えており、財源には限りがありますので、破綻状態になるような事業は実施できないものと考えております。 市のまちづくり基本条例は、今後訪れるさまざまな困難な事案において、市民と行政が一体となって協働でまちづくりを進めていくことを目指しており、将来的には市民の市政への参画や協働がなければ克服できないこともでてくるものと考えておりますので、より一層のご協力をお願いいたします。
財政	財政的に裏付けのない目標は、単に目標を掲げただけで終わってしまうのではないかな？	・財政的な裏付け問題は、国・県・地方にとって大きな課題となるものですが、第2次総合計画からは、施策に目標指標設定し進捗管理を行うことにより、各施策の達成状況等を明らかにすることで、PDCAサイクルを機能させより実践的な取組につなげていくことを目指します。

瑞穂市第2次総合計画（基本構想・基本計画）案に対していただいたご意見と瑞穂市の考え方
パブリックコメント（2/15現在）

分野	いただいたご意見	瑞穂市の考え方
組織体制	財政運営の組織体制の強化について 機能的な組織体制への再編をうたっていますが、現在の市の部・課別の縦割り組織では、総合的に物事を検討し進めることが出来ません。現組織では、市民も問題を何処へ相談に行けば良いのか迷ってしまいます。3Pでワンストップ行政サービス（総合窓口）の推進を掲げているので早期促進を願いますが、市民参画のために市民の意見を汲み上げる部署、市民とともに課題を検討する組織は窓口とは別に必要だと考えます。（形だけの審議会では、市長直属で各部署に物申す事が出来る権限を持つ組織＝街づくり推進部）	・市民とともに課題を検討する組織につきましては、ご指摘のとおり、これまでどおりの縦割りの組織では解決できない事案が増大しており、市としては柔軟で機動的な組織体制の構築は急務と考えております。
市民参画	平成28年度を市民も巻き込んだ検討期間としてはどうか、本当の意味での市民参画になるのでは？	・第2次総合計画では、市民アンケート、審議会、市民検討会議、ワールドカフェ、地域別懇談会、パブリックコメントなどさまざまな市民参加・参画機会を提供して策定作業を進めて参りましたが、こうした機会への参加者が少ないことも事実です。第2次総合計画におけるまちづくり施策でも、より多くの市民の参加・参画の場を充実させていく取組を進めることにしており、そういった姿に近づくよう取組を充実させて参ります。
市民参画	市民の参加・参画機会の充実について 市民の市政への参加、参画を促進する事の根本は、市政への関心を高める事がどうしても必要です。その為には、市政、特に議会の可視化が無ければ「現在何が市政で問題なのか」も分かりません。可視化のために議会への働きかけや予算の計上も必要です。この事がないと市民参画は、絵に描いた餅になってしまいます。まず、第一に可視化の促進をしてください。単に何でも「ホームページに載せた」では、多様な市民には多く伝わりません。 市民への伝達、啓蒙には自治会組織の活用や市職員が市民の集まりに出向き問題、課題を投げかける事を大いに実施してください。出前講座の要請がくるのを待つだけの消極的な事では、市政への参画の意識は向上しません。	・第2次総合計画のまちづくり施策では、「情報提供の充実」や「市民の参加・参画機会の充実」を掲げ、定期的にワールドカフェやワークショップの開催を計画しております。市政への参加や参画機会を通し、これまでよりも多くの方がまちづくりに関わっていただける環境整備に努めます。
市民参画（コミセン）	市民が参画するために物事を相談する場所としても、校下ごとにコミセンが必要と考えます。財政が厳しい状況で、コミセンは？と言われますが、コミセンの運営管理にもっと地域の協力を借り、維持費を下げる事が必要です。また「小学校の活用」との意見もあるでしょうが、地域の自治会等と「如何にしたら小学校をコミセンの代用として使えるか」相談し、学校の施設の改善を計画的に進めるべきです。本当に防災上の事（大災害時には小学校だけで地域住民を収容できるか不安です）や市民参画を考えるなら、校下で1ヶ所ずつのコミセンは必要とは考えます。	・現在、コミュニティセンターは指定管理で運営しています。この委託先を将来的には地域にお願いしていきたいと考えております。地域コミュニティの醸成には、その活動拠点が必要と考えます。既存の公共施設の使い方を考え、地域ごとに活動拠点を持ち、活発なコミュニティを形成していただきたいと考えます。また、自治会、校区連合会などの活動がしやすくなるよう、一番身近な地域集会所の整備をより支援できるよう検討していきます。
自治会	自治会加入促進 自治会加入を義務付けるなどの指導・徹底をしないと加入率は上がらない。 現に、自治会員以外の居住者には身近な地域の防災訓練や行事が伝わらない。 まして、市の施策の徹底や課題、考え方は伝わらない。市民参加・参画以前の問題であり、いかに加入促進を図るか、市は十分に検討し自治会と協力して取り組むべき。	・大きな災害や少子高齢化等の社会問題への危機感から、地域コミュニティの重要性は今後さらに注目されていきます。地域の中でつながりが大切なのはご理解をいただけるのですが、生活スタイルや働き方の違い、経済的な問題などにより、自治会への加入をためらわれるケースも考えられます。加入促進PRは今後も進めていきますが、瑞穂市は若い世代が多く住むまちですので、若い世代にとって参加しやすい自治会活動を考える必要性もあるものと感じています。また、地域で気軽に集える場所として地域の集会所の整備を支援することも必要と考えます。
自治会	校区自治会連合会の設立等の支援 自治会ごとに任期が違い、自治会の役員になる者が居なくて困り、くじ引きで役員選出しているところもあるやに聞き及んでいます。根本は、意識の低さ関心の無さから来ることですが、せめて自治会役員の任期は最低2年以上とするように市は指導すべきと考えます。	・平成27年度に調査しましたところ、自治会長の任期が1年以内なのは、23自治会でした。それ以外の自治会は基本的には2年以上の任期となっています。しかし、役員のなり手がないのは、どの自治会でも共通の悩み事であるのは事実です。また、同じ地域の中で生活するお互い様の関係にあるのは、役員であろうとなかろうと同じ立場だと思います。役員をされる方のご事情も、自治会ごとの事情も様々ですので、任期につきましては、各自自治会でご検討いただいたいたしますが、地域のみなさんで役割分担をしていただき、役員経験者の方はその経験を生かしたサポートをしていただけるよう、お願いをしています。

瑞穂市第2次総合計画（基本構想・基本計画）案に対していただいたご意見と瑞穂市の考え方
パブリックコメント（2/15現在）

分野	いただいたご意見	瑞穂市の考え方
認知症対策	認知症対策の推進 「認知症を抱える方が安心して生活できる環境づくりに努めます」としています。 言うわ易く、実際にどうするかは大変なことです。しかし、10年後には確実に瑞穂市で3,000人の認知症の者が存在する状況になります。どんな環境にするか、正に市民と共に知恵を出し合う必要があります。共働きの片方が認知症の面倒を見るために介護離職しなければならない状況になれば、その家族の財政の窮乏と市民税の減少から、市財政の根幹も崩れる恐れがあります。 単にキャラバンメイトやサポーターの要請で対応できるのか？現状はサポーター同士の交流会もされていません認知症対応の治療・研究・介護・予防・いこい交流（シルバーと子供）の一大拠点づくり（国への特区申請・補助要請）が必要です。	（地域福祉高齢課）
基本構想	第2編 基本構想 の6つの基本目標は、大変わかりやす理解しやすい点です。 しかし、それぞれの目標や目指すべき姿と具体的な目標数値が基本計画にあるわけですが、推進体制や窓口、市民の活動拠点など見えませんので具体性に欠けているように思えます。 この、基本計画を進めるために行政はどこまで行い、業界団体等は何をするのか。地域レベルでは何をするのか。個々の市民レベルではどうするのか。こうした体制まで書き込んで始めて実効性のある計画となると思います。したがって、基本計画に施策の実行体制の関連図などを加えるとわかりやすくなるように思います。	・第2次総合計画の基本計画では、目指す姿の実現に向けた取組（施策）と事業について記載しておりますが、行政や団体、市民レベルがどんな役割を担うのかなど施策の実施体制までの記載ができておりません。 各施策の実施体制については、新たな組織体制の構築や既存の組織体制の見直しが必要なものも想定され、早期の体制確立に努めます。
基本計画	基本目標の記述順序と関連づけについて 1)「2.目指すべきまちの姿」と「1.現状・課題」の順番が反対ではないでしょうか？ まちの目指すべき姿を明確に伝え、その上で「現状と課題」を挙げ、それを解決する為の「施策」と「主な事業（方法）」を伝え、進捗状況把握の為に「目標指標（数値）」を設定し、市民にチェックしてもらう。 2)「2.目指すべきまちの姿」の文末「・・・になっています。」の表現は行政の強い意志が感じられませんし、「現状・課題」に市民に求めるものも多くなかで、結果として「目指すまち」に「出来ませんでした」のときの「言い訳・逃げ道」ではないかとの疑いを持ちます。	・1)基本計画の構成としては、分野別になっていることから、分野毎の「現状と課題」から導き出される「目指すべきまちの姿」の関係性で構成しており、それよりも大きなまちの姿は、基本構想で示すことにしております。 ●まちの将来像＝「誰もが未来を描けるまち 瑞穂」＋基本目標 ・2)「目指すべきまちの姿」の部分については、各分野において、将来どのような状態になっているべきかを表現したものであり、市民や行政の役割に触れる表現も含まれますが、第2次総合計画は行政だけの計画でなく、市民も含めた市全体としての計画でもあるという認識の基で設定をしております。
計画全般	1. 代表となる具体的な重要施策を3点に絞る ①地場産業を増加し、財政基盤の安定と地元雇用の増大を図る。 ②認知症対策を先取りする。 ③協働のまちづくりを実現する。 2. 10年後の課題・問題を先取りするテーマを示し、それに対する姿勢（計画）を明らかにする。 3. 施策（事業）に係る費用とその効果を具体的に示す。 4. 重要施策の判断と決定過程を定める規範を明確にして公表する。	・重点施策の考え方として、瑞穂市の重要課題から、これからのまちづくりを牽引する施策を絞り込んだものであり、今回の計画ではご意見にある「先取り」という発想が弱い部分もあるかと思いますが、ご提案いただいた視点も参考にさせていただきます。
計画全般	第1次総合計画があって、第2次総合計画があるとすれば、第1次の進捗状況や評価などの総括が必要です。第2次総合計画（案）が、まちづくり基本条例に則り校区别懇談会を開催されたことは良いことですが、何故2ヶ月しかないこの時期に開催するのか疑問です。アリバイ工作です。また反対意見を切り捨てて、行政の都合の良い数字やアンケートだけで総合計画を策定しても「魂」が入りません。もっと真摯に市民・住民の生の声を聞くことです。	・策定スケジュールの遅れが原因したもので、本来であればもっと早い時期に地域別懇談会を開催すべきであったことは認識しております。 今回計画案の段階で、各地域の皆様の率直なご意見を伺うことができ大変意義があったものと考えております。
計画全般	平成28年瑞穂市第2次総合計画案を拝読して、案が高度で内容の把握が困難。	・計画の表現や施策のわかりやすさに欠けるというご指摘につきましては、率直に受け止めまして、今後より一層市民の皆様によりわかりやすい内容や表現に努めて参ります。